

被災代替家屋特例申告書

年 月 日

福島市長

(申告者) 住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

被災者生活再建支援法の対象となる災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3及び第702条の4の2の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

記

1 該当する災害

令和元年台風19号 令和3年福島県沖を震源とする地震 令和4年福島県沖を震源とする地震

2 代替家屋の状況

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ		
	氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と同じ 被災家屋の所有者との関係 ()		
代替家屋	所在地	福島市		
	家屋番号		床面積	. m ²
	共有持分		種類(用途)	
	取得・改築年月日	年 月 日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		
被災家屋所有者との同居 (申告者と被災家屋所有者が異なる場合)		<input type="checkbox"/> 同居中 <input type="checkbox"/> 同居予定 (年 月頃)		

3 被災家屋の状況

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ		
	氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と同じ		
被災家屋	所在地 (登記簿上の所在地)			
	家屋番号		床面積	. m ²
	共有持分		種類(用途)	
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日処分		

- 「代替家屋」とは、上記災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は、損壊した当該家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 「被災家屋」とは、上記災害により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

特例の適用要件

被災者生活再建支援法の対象となる災害により滅失し、又は、損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

- 1 適用対象者
 - (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
 - (2) 被災家屋の所有者から相続があった場合、その相続人
 - (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
 - (4) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
※ 被災時に借家住まいで、被災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象となりません。
- 2 代替（適用対象）家屋の要件
 - (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること。
 - (2) 原則、被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- 3 被災家屋要件
 - (1) 上記災害により滅失し、又は損壊した家屋
※ 原則として災証明書の判定が「半壊」以上であること。（固定資産税・都市計画税において、減免が適用される程度（損害割合20%以上）の被害を受けていること。）
 - (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること。
- 4 代替家屋の取得期間
災害の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得又は改築したものであること。
 - ・ 令和元年台風19号 ……令和元年10月12日から令和6年3月31日までの間
 - ・ 令和3年福島県沖を震源とする地震……令和3年2月13日から令和8年3月31日までの間
 - ・ 令和4年福島県沖を震源とする地震……令和4年3月16日から令和9年3月31日までの間
- 5 特例対象範囲
被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税・都市計画税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

添付書類

- 1 被災家屋が上記災害により滅失又は損壊した旨を証する書面 ⇒ 災証明書（写）
 - 2 被災家屋を確認できる書類 ⇒ 発災年の固定資産税名寄帳（写）等
 - ・ 令和元年台風19号 ⇒ 平成31年（令和元年）度固定資産税名寄帳（写）等
 - ・ 令和3年福島県沖を震源とする地震 ⇒ 令和3年度固定資産税名寄帳（写）等
 - ・ 令和4年福島県沖を震源とする地震 ⇒ 令和4年度固定資産税名寄帳（写）等

※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
⇒ 不動産登記簿謄本（写）、売買契約書（写）等
 - 3 被災家屋の処分を確認できる書面
 - ・ 解体した場合 ⇒ 解体契約書（写）、解体完了通知書（写）等
 - ・ 売却した場合 ⇒ 売買契約書（写）等

※ 処分が未了の場合は別紙「代替家屋特例にかかる被災家屋の処分についての申立書」が必要です。
 - 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等であることを証する書類
 - ・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）
 - ・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族 ⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）
 - ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等 ⇒ 法人の登記簿謄本（写）
- ※ 被災家屋が同一の市町村に所在した場合は、1、2、3の書類の提出は不要です。
※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。
※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。